平成２７年（フ）第１１２号
徳島県名西郡石井町高原字東高原100－９
ハイツサンライフ202号室、住民票上の住所
徳島県徳島市北沖洲４丁目11番43―202号
債務者　大橋　理恵
1　決定年月日時　平成27年８月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１３号
徳島県徳島市八万町中津山１番地の２　八万レジデンス３　304号、旧住所徳島県徳島市八万町千鳥15番地の１：徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜34番地36
債務者　新井　泰司
1　決定年月日時　平成27年８月10日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２５号
徳島県徳島市西新浜町１丁目５番38―504号
ダイアパレス文理大南
債務者　田中　浩美
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４０号
福岡県久留米市南２丁目４番９―16号
債務者　長尾みつよ
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１４１号
福岡県久留米市南２丁目４番９―16号
債務者　長尾　泰典
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第４２号
福岡県田川郡川崎町大字池尻212番地の９
債務者　上野こずえ
1　決定年月日時　平成27年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第４４号
福岡県田川市大字伊加利1905番地　中央団地２区　１組
債務者　市川　　卓
1　決定年月日時　平成27年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第４５号
福岡県田川市大字奈良1520番地23　後藤寺東団地13―５－４　上野達也方
債務者　原井　正典
1　決定年月日時　平成27年８月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第１３５号
大分市大字畑中393番地の２（パークタウン畑中ＮＥ102）
債務者　高橋　博文
1　決定年月日時　平成27年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２０９号
大分県別府市光町13番17号
債務者　中野　克裕
1　決定年月日時　平成27年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２４７号
大分市新町８番17号（森ビル205）
債務者　福元　賀昭（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成27年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５５号
鹿児島県霧島市国分新町２丁目４番17―１号　北園借家
債務者　日髙　明美（旧姓脇田・片野田）
1　決定年月日時　平成27年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第５７号
鹿児島県霧島市隼人町姫城1070番地２
債務者　南雲　　勝
1　決定年月日時　平成27年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第６４号
鹿児島県姶良市平松6459番地２
債務者　中畑　　泉（旧姓徳部）
1　決定年月日時　平成27年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第７９号
富山市神通町２丁目４番６号
債務者　猪木伊都子
1　決定年月日時　平成27年８月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９８号
富山市田中町１丁目15番58―302号　ニューハイツ綾
債務者　山下　　章
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３７２号
北九州市小倉南区若園２丁目１番50―307号
債務者　森川　大輔
1　決定年月日時　平成27年８月10日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部